

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

(1) 景観農業振興地域整備計画とは

景観法では、選択事項として、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができるとされています。

計画を定めることで、市町村長の勧告制度による景観と調和のとれた農業的土地利用への誘導や農地法の特例等を行うことができます。

(2) 基本的な考え方

本町の景観特性は、土地利用の状況から、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などとともに形成された森林、里山、田園などで構成された景観が大部分を占めており、これを保全していくことは重要です。

今後、特に耕作放棄地が増加している地域などにおいて、住民と話しながら実態とニーズを把握し、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定していくこととします。

また、棚田などの保全を図るため棚田地域振興法に基づく「棚田地域振興活動計画」を策定した場合は、指定棚田地域振興協議会と調整しながら、景観の保全に加え農業、文化、物産、観光など多面にわたる機能の維持や促進を図っていきます。